

# 豊岡市子ども・子育て会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊岡市子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会長が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、到着順に行うものとする。ただし、受付開始時に定員を超えていた場合にあっては、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴をすることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 銃器、凶器、棒等会議の妨害になるおそれがある器物を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機、情報端末機、その他これらに類するものを携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

2 児童及び乳幼児を伴い傍聴することはできない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の電源を切ること。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害になるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第6条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴人がこの要綱に違反し、これを改善しないときは、当該傍聴人に退場を命じることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月3日から施行する。

別記様式（第3条関係）

傍聴人受付簿

年 月 日開催（会議名： ）

| 受付番号 | 氏 名 | 住 所 | 傍聴者番号 |
|------|-----|-----|-------|
|      |     |     |       |
|      |     |     |       |
|      |     |     |       |
|      |     |     |       |

※ ご記入いただいた個人情報は、傍聴人の把握以外の目的には活用しません。